



富田林市公告第 48 号

金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画策定業務の受注候補者をプロポーザル方式にて選定するので、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 18 日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画策定業務
(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 本業務仕様書のとおり。
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案限度額 16,000,000 円 (消費税、及び地方消費税を除く。)

2 参加資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和 4 年 4 月 1 日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 公告日の属する年度の富田林市入札等参加資格者名簿において、「測量・建設コンサルタント等業務」又は「管理等業務委託」部門に登載されていること。
- (2) 平成 24 年度以降において、本業務と同内容の実績を有すること。
- (3) 本業務を履行するにあたり、自らの組織と雇用関係にあるものを現場代理人として配置できること。
- (4) 本業務の履行にあたり、自らの組織と雇用関係があり、次に掲げる資格等のいずれかを有する者を主任技術者として配置できること。
 - ①技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) に基づく技術士 (建設部門: 都市計画及び地方計画) 又は R C C M (都市計画及び地方計画) の資格
 - ②建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) に基づく一級建築士の資格
- (5) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間において、市の入札等参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ①会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条又は改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) 第 30 条の規定による更生手続開始の申立て (更生手続決定

を受けている場合を除く。)

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再決定を受けている場合を除く。）

③破産法（平成 16 年法律第 75. 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申し立て

④会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て

(8) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。

(9) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。

(10) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成 23 年富田林市要綱第 85 号）第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。

(11) 法人等及びその代表者が国税等（法人税、消費税、所得税）並びに本市に納税・納付義務を有する市、府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。

3 選定手順

受注候補者の選定は、本業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(1) 参加資格確認

上記の参加資格を満たしているかを、参加表明書、会社概要書等により確認する。

(2) 審査

各提案事業者から提出のあった企画提案書等の書類審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション（本業務に配置予定する現場代理人及び主任技術者が行う。）の内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者 1 者、次点受注候補者 1 者を選定する。

4 手続等

(1) 担当課

富田林市 産業まちづくり部 金剛地区再生室

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号

電話番号 0721-25-1000（代表） 内線 452

電子メールアドレス kongo-saisei@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 募集要領等の交付

①交付期間 令和 4 年 4 月 18 日（月）午前 9 時から同年 5 月 10 日（火）午後 5

時 30 分まで

②交付方法 担当課窓口（富田林市役所閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）又は市ウェブサイトで交付

(3) 参加表明書等の提出

①提出期限 令和 4 年 5 月 10 日（火）午後 5 時 30 分

②提出場所 (1) に同じ

③提出方法 持参、又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

④受付時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（富田林市役所閉庁日を除く。）

(4) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和 4 年 5 月 20 日（金）午後 5 時 30 分

②提出場所 (1) に同じ

③提出方法 持参、又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

④受付時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（富田林市役所閉庁日を除く。）

(5) 審査（書類審査・プレゼンテーション）

①日 程 令和 4 年 5 月 30 日（月）午後（予定）※別途通知します。

5 その他

(1) 費用負担

本企画提案に係る諸経費等は、全て提案者の負担とする。

(2) その他留意事項

①本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。

②原則として、提出された書類等は返却しない。

③提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。

④提出された書類は、審査目的外の使用はしない。

⑤提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。

⑥提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。

⑦参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

⑧本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

⑨審査結果に対する異議は一切認めない。

以上